

和歌山県土砂災害対策審議会運営規程

(運営の範囲)

第1条 和歌山県土砂災害対策審議会（以下「審議会」という。）の運営については、附属機関の設置等に関する条例（昭和28年和歌山県条例第2号）及び知事の附属機関の組織及び運営に関する基準を定める規則（平成25年和歌山県規則第47号）に定めるほかこの規程の定めるところによる。

(会議)

第2条 審議会の会議（以下「会議」という。）の日時および場所は会長が定める。

- 2 会議を招集しようとするときは、会長は、会議の五日前までに会議の日時、場所及び会議事項を通知するものとする。ただし、会長が緊急の必要があると認めたときはこの限りではない。
- 3 会議及び資料は、原則として公開とする。ただし、会長が公開しないと認めた場合は、この限りでない。
- 4 会議の公開は、傍聴を認めることにより行う。
- 5 傍聴の実施について必要な事項は別に定める。

(質問)

第3条 委員は議事について自由に質問し、及び意見を述べることができる。

- 2 委員は発言しようとするときは議長の許可を受けなければならない。

(採決)

第4条 採決は起立または挙手による。

(会議録)

第5条 審議会の会議の議事については、次に掲げる事項を記録した会議録を作成しなければならない。

1. 審議会開催日時及び場所
 2. 出席委員の氏名
 3. 議事事項
 4. 会議経過の概要
 5. 議決事項
 6. その他議長が必要と認めた事項
- 2 会議録は公開するものとする。ただし、発言した委員の氏名及び会長が公開しないと認めた部分についてはこの限りではない。
- 3 会議録は、議長および議長の指名する出席委員1名が署名しなければならない。
- 4 会議録は県土整備部河川・下水道局砂防課に保管する。

(代理出席の承認)

第6条 行政機関の職員は、代理者を出席させることができる。

- 2 代理出席をさせる場合は、委任状をあらかじめ提出し、会長の承認を得るものとする。

(規程の改廃)

第7条 この規程は、出席委員の過半数の同意がなければ改廃することができない。

附 則

この規程は、平成26年10月30日から施行する。